

法制化に伴う「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の変更点について

- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が4月1日より施行
日本型直接支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）の取組を法律に位置づけ
法律の概要は別紙参照

○法制化に伴う主な変更点

項目	法制化前（H26 まで）	法制化後（H27 以降）
事業主体	地域協議会	活動組織
採択手続	<ul style="list-style-type: none"> ・市町と活動組織が協定を締結 ・活動組織の申請に基づき、地域協議会が採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動組織から提出された事業計画を市町が認定
交付ルート	<p style="text-align: center;">本体交付金</p> <pre> graph TD A[国] --> C[地域協議会] B[県] --> C D[市町] --> C C --> E[活動組織] </pre> <p style="text-align: center;">推進交付金</p> <pre> graph TD A[国] --> B[県] A --> D[市町] A --> E[地域協議会] B --> C[市町] </pre>	<pre> graph TD A[国] --> B[県] B --> C[市町] C --> E[活動組織] </pre> <p style="text-align: center;">推進交付金</p> <pre> graph TD A[国] --> B[県] B --> C[市町] B --> D[推進協議会] </pre>

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要

趣 旨

農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払(多面的機能支払等)の取組を法律に位置付ける。

背 景

- 農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障。
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中。

農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、**日本型直接支払制度の創設**が位置付け。

日本型直接支払の効果

- ・ 地域の共同活動等を支援することにより、多面的機能の発揮を促進。
- ・ 担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより、構造改革を後押し。

制度の仕組み

1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定(第4条)

2. 都道府県知事による「基本方針」の策定(第5条)

3. 市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業(日本型直接支払の対象となる取組)の実施を促進する計画を作成(第6条)

4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3.の事業を実施する計画(事業計画)を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施(第7条)

<日本型直接支払の対象となる取組>(第3条)

- ① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組 【多面的機能支払に相当】
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 (農地維持支払に相当)
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組 (資源向上支払に相当)
- ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組 【中山間地域等直接支払に相当】
- ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組 【環境保全型農業直接支援に相当】

5. 事業計画の実施に対する措置

- 国、都道府県及び市町村による費用の補助(第9条)
- 農業振興地域の整備に関する法律の特例(第10条、第11条)
(農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化)
- 土地改良法の特例(第12条)(都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例)

施行期日 : 平成27年4月1日